保護者様

ちぐさこども園 園長 櫛渕 洋介

こども園で予防すべき伝染病と出席について

お子様の体調はいかかですか。もしお子様の病気が学校伝染病の場合、他の園児に伝染するおそれがありますので、学校保険法施行規則により出席停止となります。この期間は欠席扱いになりません。病気が治り、登園する場合は、下記の医師による証明書を頂いて園に提出して下さい。

主治医様へ

ご多忙中恐れ入りますが、下記証明書は出席可能になりましたら、 ご記入の上保護者にお渡し下さい。

きりとり線

証 明 書				
	組 氏名 (名)
上記の者は、 月 日より 出席停止となっていましたのが伝染のおそれがなくなり ましたので、 月 日から出席して よいと認めます。				
	年	月	日	
	医師			

学校感染症とその出席停止期間

学校保健安全法施行規則により、下記の感染症にかかった場合は、出席停止の扱いになります。

※出席停止の場合は、欠席扱いになりません。

※学校保健安全法施行規則(平成28年3月22日 最終改正)より引用

第1種 出席停止の期間:治癒するまで

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、 ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、

重急病性呼吸器症候群

(病原体がベータコロナウィルス属SARSコロナウィルスであるものに限る。)、

中東呼吸器症候群

(病原体がベータコロナウィルスMERSコロナウィルスであるものに限る。)

及び特定鳥インフルエンザ

出席停止の期間		
発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日		
(幼児にあっては、3日)を経過するまで		
寺有の咳が消失するまで又は5日間の適正な		
抗菌性物質製剤による治療が終了するまで		
犀熱した後3日を経過するまで		
手下腺、顎下腺又は舌下腺の膨脹が発現した後5日を経過し、		
いつ、全身状態が良好になるまで		
そしんが消失するまで		
そしんがするまで痂皮化するまで		
主要症状が消退した後2日経過するまで		
定状により学校医その他の医師において感染のおそれが		
ないと認めるまで		

	第3種	出席停止の期間:症状により学校医その他の医師において感染の				
		おそれがないと認めるまで				
	コニ 勿世地	土成 明练山南极上明丰成沈岭 明イファ ペニイファ 法乞献及处昳火				

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎その他の感染症